

財務省

農林水産省告示第三号

経済産業省

株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第二百七十一号）の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を定める件（平成二十年七月農林水産省告示第一号）の一部を次のように改正する。

財務省

経済産業省

平成二十年八月二十九日

財務大臣 伊吹 文明

農林水産大臣 太田 誠一

経済産業大臣 二階 俊博

第四条第一号中「第一条第二号」を「第四条第二号」に改める。